

業務委託仕様書

信越病院

平成 31 年 1 月

第1 全体

1 委託業務名

信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定支援業務

2 業務の目的

本業務は、過疎地にある地域唯一の医療機関として、良質で安全な医療を提供し、住民の安心と安全を守るための拠点となる新町立病院の建設について、機能や規模、建設計画に関する考え方など、建設に必要となる再整備基本計画策定支援業務及び設計事務所選定支援業務を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 本業務にあたっては、当院の立地条件や設立意義、また国で示している地域包括ケアシステムの構築等を十分加味したうえで遂行すること。
- (3) 受託者は、医療行政並びに病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務の責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告すること。
- (4) 業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者とは、信越病院内又は指定の場所で随時打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録のうえ、委託者に議事録として提出すること。
- (5) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整したうえで収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱わなければならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (7) 本委託業務の全部又は主たる部分を一括して他の業者に請け負わせないこと。
- (8) 本委託業務の一部を再委託する場合は、予め委託者に再委託業者選定報告書を提出し、委託者の承認を受けること。
- (9) 本業務の遂行によって生じる権利は、町に帰属するものとする。
- (10) 会議資料や成果品については、平易な表現でわかりやすいものとする。
- (11) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (12) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

第2 業務内容

信越病院新改革プラン、信濃町立病院あり方検討委員会の答申、信越病院施設整備プロジェクト会議、長野県地域医療構想を踏まえ、以下の業務を行うこと。なお、各業務の遂行方法等は、企画提案したうえで委託者との協議に基づき実施することとする。

1 基本業務

(1) 基本計画の策定

- ア 各部門へヒアリングを実施し、新病院整備における要望をとりまとめ、部門別の基本計画の作成、必要諸室・機器の整理を行うこと。
- イ 各部門へのヒアリング、必要諸室・機器の整理から建物概要(規模、部門配置計画)を作成すること。
- ウ 各部門へのヒアリング及び現有品調査を実施し、医療機器・情報システムの整備方針及び計画並びに概算費用を算出すること。
- エ 病院全体の人員及び、部門別人員計画等を作成すること。

(2) 事業計画の更新及び精査

- ア 策定する基本計画及び建築計画に基づき、「信越病院施設整備プロジェクト会議」にて検討された事業計画(総事業費、収支予測※30年間)の更新及び精査を行うこと。

(3) 建築計画の策定

- ア 建築内容の検討を行い、建築計画を作成すること。
- イ 各部門へヒアリングを実施し、施設整備における諸条件の整理を行うこと。
- ウ 基本計画イメージを作成すること。
- エ 再整備事業にかかる整備手法及びスケジュールの提案を行うこと。

(4) 設計と条件書の作成

- ア 設計と条件書を作成すること。

(5) 設計者選定支援業務

- ア 設計業者選定に必要な書類を作成する際に適宜、作成の支援を行うこと。
- イ 設計業者選定の公告を行った際に設計業者への質疑回答の内容を精査すること。
- ウ 技術提案書審査において必要な支援を行うこと。
- エ 設計業者選定における必要な協議、資料提供を適宜行うこと。

(6) 会議等の支援

- ア 会議や協議等への出席(概ね月1~2回程度を想定)や助言、資料やデータの提供、会議運営及び会議録の作成等行うこと。

第3 成果品

本仕様書に掲げる業務を報告書として作成し、履行期間内に提出すること。なお、提出に必要な部数や形式等は契約締結後調整のうえ決定する。

第4 支払条件

委託料の支払は業務の履行を確認した後、請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。

第5 その他

- (1) 業務員に係る管理は受託者が行い、委託者は受託者の業務員に指揮・命令は行わないものとする。また、業務員の選定は受託者が行うものとする。
- (2) 業務内容に変更が生じた場合は、委託者は受託者に連絡をして了承を得るものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ決定し処理するものとする。